

横浜市地域公共交通会議運営要綱

制定 平成19年3月20日（局長決裁）

最近改正 令和5年3月29日 道企第1498号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（目的）

第2条 市長は、次に掲げる事項について交通会議の委員に助言を求める。

- （1）道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる事項
- （2）法の対象外で地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- （3）第1号に該当する地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（構成委員）

第3条 交通会議の委員は、次のとおりとする。

- （1）横浜市都市整備局都市交通部長
- （2）横浜市道路局計画調整部長
- （3）一般乗合旅客自動車運送事業者（一般社団法人神奈川県バス協会乗合部会長）
- （4）一般乗用旅客自動車運送事業者（一般社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部常任理事）
- （5）神奈川県バス協会 専務理事
- （6）神奈川県タクシー協会横浜支部事務局長
- （7）横浜市町内会連合会の推薦する者
- （8）公募市民
- （9）国土交通省関東運輸局自動車交通部旅客第一課長
- （10）国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
- （11）神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長
- （12）神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 副議長
- （13）神奈川県県土整備局環境共生都市部交通企画課長
- （14）神奈川県警察本部交通部交通規制課長
- （15）学識経験者

2 前項各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるときは、交通会議に次に掲げる者を委員として加えることができる。

- (1) 第2条に関連する地域を管轄する道路管理者
 - (2) 第2条に関連する地域を管轄する交通管理者
 - (3) その他交通会議の運営上必要と認められる者
- 3 第1項第1号から第6号まで及び同項第9号から第14号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。
- 4 第1項第7号、第8号及び第15号に掲げる委員については、都市整備局都市交通課において指名した者とする。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第7号、第8号及び第15号に掲げる者の任期は、2年とする。任期期間中の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 交通会議に座長を置く。

- 2 座長は、横浜市都市整備局都市交通部長をもって充てる。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要な時期に市長が開催する。

- 2 交通会議は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(交通会議への提案)

第7条 交通会議への提案者は、第2条第3号の事項については一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者、同条第4号の事項については交通会議の構成委員とする。

2 第2条第3号の事項の交通会議への提案は、事前に地域ごとに設置された話し合いの場において、地域の関係者間の同意が得られていることを原則とする。

(分科会)

第8条 座長は、第2条の事項に関して、必要に応じて、分科会の委員に助言を求めることができる。

2 分科会は、関係する一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業及びその組織する団体、横浜市都市整備局及び道路局、前条の提案者、その他必要と認められる者をもって構成する。

(会議の公開及び傍聴)

第9条 原則として、交通会議は公開とし、委員名簿、配付資料、議事概要等をホームページ等により公開する。ただし、市長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 交通会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は15人とし、傍聴を希望する者は、交通会議開催当日の開催時刻の1時間前から30分前までの間に、受付において、傍聴者名簿に氏名を記載し、傍聴申し込みの受付を済ませなければならない。ただし報道機関については、傍聴定員の外とし、座長の指示に従い傍聴できるものとする。
- 3 前項の傍聴を希望する者が定員を超えたときは、前項の受付を済ませた者の中から抽選を行い、傍聴者を決定するものとする。また、傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、交通会議開催時刻までの間、先着順により傍聴の申し込みを受け付けるものとする。
- 4 報道機関は、写真等の撮影は会議の冒頭とし、会議における発言の録音をしてはならない。

（会議の秩序の維持）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他交通会議会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者
 - (2) はちまき、たすきその他これらに類するものを着用している者
 - (3) 酒気を帯びている者
 - (4) 前各号のほか、座長が交通会議の運営に支障があると認める者
- 2 傍聴者は、交通会議会場の指定された場所に着席しなければならない。
 - 3 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 座長の指示に従うこと。
 - (2) 交通会議会場において発言し、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。
 - (3) 写真等の撮影及び会議における発言の録音をしないこと。
 - (4) その他交通会議会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。
 - 4 座長は、傍聴者が交通会議の進行を妨害する等、交通会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会場からの退去を命じるほか、臨機に依りて必要な措置をとることができる。

（会議の結果の取扱い）

第11条 交通会議における意見について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第12条 交通会議の庶務は、都市整備局都市交通課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

横浜市地域公共交通会議 構成委員

	職名	該当
構成委員	横浜市都市整備局都市交通部長	第3条第1項第1号
	横浜市道路局計画調整部長	第3条第1項第2号
	一般乗合旅客自動車運送事業者 (一般社団法人神奈川県バス協会乗合部会長)	第3条第1項第3号
	一般乗用旅客自動車運送事業者 (一般社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部常任理事)	第3条第1項第4号
	神奈川県バス協会 専務理事	第3条第1項第5号
	神奈川県タクシー協会横浜支部事務局長	第3条第1項第6号
	横浜市町内会連合会の推薦する者	第3条第1項第7号
	公募市民	第3条第1項第8号
	国土交通省関東運輸局自動車交通部旅客第一課長	第3条第1項第9号
	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官	第3条第1項第10号
	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長	第3条第1項第11号
	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 副議長	第3条第1項第12号
	神奈川県県土整備局都市部交通企画課長	第3条第1項第13号
	神奈川県警察本部交通部交通規制課長	第3条第1項第14号
	学識経験者	第3条第1項第15号

*その他、市長が必要と認めるときは、交通会議に次に掲げる者を委員として加えることができる。

その他 構成 委員	第2条に関連する地域を管轄する道路管理者	第3条第2項第1号
	第2条に関連する地域を管轄する交通管理者	第3条第2項第2号
	その他交通会議の運営上必要と認められる者	第3条第2項第3号